

4 経営第 338 号  
令和 4 年 4 月 26 日

東京都農林水産部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等についての一部改正について

今般、別紙新旧対照表のとおり農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成 27 年 8 月 28 日 27 経営第 1335 号）の一部を改正したので、御了知の上、本事業の適正な実施を図られたい。

